

還付の申告は1月17日(月)～3月15日(火)まで 納付の申告は2月16日(水)～3月15日(火)まで

## 税の申告

# 確定申告と町道民税申告のお知らせ

源泉所得税の還付を受ける方は1月17日(月)から、所得税を納める方は2月16日(水)から、帯広税務署のほか、幕別町でも左のページの日程で受け付けます。

なお、事業所得、山林所得、土地・建物・株式等の譲渡所得などは、帯広税務署での申告をお願いします。

### ◆確定申告とは

昨年1年間(平成22年1月1日～12月31日)の所得税額を精算するものです。

給与所得のみで、年末調整が済んでいる方は確定申告を行う必要はありませんが、次に該当する場合は申告が必要です。

#### ◇還付の確定申告

■給与から所得税が源泉徴収されていて、年末調整が済んでいない方

■医療費控除や住宅借入金等特別税額控除(平成22年分から新規の方)を受ける方

■寄付金控除を受ける方↓寄付金の証明書などが必要です。

■障害者控除(本人、扶養者)を受ける方↓障害者手帳や療育手帳が必要です。

#### ◇納付の確定申告

■給与所得者で、年末調整された給与以外に給与収入や年金所得、不動産所得などがあり、その合計額が20万円を超える方

■給与から所得税が源泉徴収されていない方

■事業所得、不動産所得がある方、土地や建物を売った方

#### ◆申告に必要なもの

■印鑑(スタンプ印は不可)

■源泉徴収票(給与所得・公的年金等)↓原本が必要です(コピーは不可)。

■生命保険料・地震保険料の控除証明書(1年間の支払額が控除の対象です)

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続↓領収書の添付もしくは提示が

必要です。

■国民年金保険料控除証明書↓添付が必要です。

■申告者本人名義の口座番号↓所得税の還付に必要です。

■その他各種控除を受けるために必要な書類

#### ◆医療費控除を受ける方

■平成22年中(1月1日～12月31日)に支払った医療費などの領収書

■健康保険組合等から支給される高額療養費や出産一時金、生命保険等から支払われる医療保険金や入院給付金等がある方は、その金額を証する書類

※医療費控除の申告は、あくまで多額な医療費を負担された方の税金を軽減する制度です。高額療養費制度のような医療費自体の払い戻しとは異なりますのでご注意ください。

※この控除を受けるには、「医療費の明細書」に内訳を事前にまとめておく必要があります。(明細書の用紙は、税務署や役場税務課(2階)・支所・出張所にあります)

#### ◆町道民税申告とは

確定申告を行う必要のない場合で、次のような方が行う申告

です。

■平成22年中に所得があった方

■国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方(収入の「ある」「なし」にかかわらず申告が必要です。遺族年金や障害年金収入がある方、また無収入の方は、必ずその旨申告してください)

#### ◇自書申告のお願い

例年、会場が大変混雑し、長時間お待ちいただいております。事前に自分で申告書を作成している方、確認だけの方を優先して受け付けしますので、自書申告にご協力ください。

※申告書の用紙は税務課、支所、出張所の各窓口で配付しています。

#### ◇確定申告Bに該当する方

混雑解消のため、札内では確定申告A(給与・年金収入のみの方)を先に行い、その後、確定申告B(営業・農業・不動産所得がある)を左のページの日程のとおり実施します。

確定申告Bに該当する方は、「収支内訳書」に必要事項を記入のうえ、当日ご持参ください。

#### ◆問い合わせ先 税務課住民税係

(☎【幕】54-6604)

## ◆確定申告日程表

受付時間は午前9時から午後4時までです。

源泉徴収票等の控えが必要な方は、あらかじめ自分でコピーをしておいてください。

受付日	時間	対象地区	場 所
2/7(月)	午前	東町、稔町	札幌福祉センター (1階講座室)
	午後	中央町	
2/8(火)	午前	豊町、共栄町	
	午後	青葉町	
2/9(水)	午前	北栄町、西町	
	午後	若草町	
2/10(木)	午前	桂町、古舞、栄	
	午後	文京町、依田	
2/14(月)	午前	春日町	
	午後	みずほ町	
2/15(火)	午前	北町、途別、昭和、西和	
	午後	あかしや町	
2/16(水)	午前	桜町、堤町	
	午後	泉町	
2/17(木)	午前	新北町	
	午後	暁町、千住、稲志別、日新	
2/18(金)	終日	札幌鉄南地区	
2/21(月)	終日	札幌鉄北地区	
2/22(火)	午前	札幌鉄南地区で指定日にこられない方	
	午後	札幌鉄北地区で指定日にこられない方	
2/23(水)	午前	糠内、中里、五位、明倫、美川、駒島	糠内コミセン
2/24(木)	終日	忠類地区	忠類コミセン (児童室)
2/25(金)			
3/1(火)	午前	幸町	札幌福祉センター (2階会議室)
	午後	錦町、新町	
3/2(水)	午前	宝町	
	午後	緑町3	
3/3(木)	午前	猿別、新和、茂発谷	
	午後	緑町4	
3/4(金)	午前	緑町1・2	
	午後	本町、寿町	
3/7(月)	午前	旭町、軍岡	
	午後	相川、豊岡、南勢、大豊、明野	
3/8(火)	午前	南町、新川	

※所得税の還付申告のみの方は、1月17日(月)から受け付けます。待ち時間の短縮と会場の混雑を避けるためにも1月17日(月)～2月4日(金)に幕別町役場(2階会議室)での申告をお勧めします。

※1 確定申告A～給与・年金収入のみの方

※2 確定申告B～営業・農業・不動産所得がある方

## 税控除

# 住民税の「住宅借入金等特別税額控除」について

所得税の住宅借入金等特別控除税額を受けている方で、所得税から控除しきれない金額がある方は、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用が受けられます。

### ◆対象

- 平成11年～平成18年までに入居  
↓昨年度から、年末調整や確定申告を行うことで町への申告は不要です。

- 平成21年～平成25年までに入居  
↓初年度は必ず確定申告が必要です。入居2年目以降は年末調整や確定申告を行うことで町への申告は不要です。

- 平成19年～平成20年までに入居  
↓所得税の控除期間を15年に延長する特例の選択制度のため、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用対象になりません。

### ◆手続き方法

平成22年分から新規で控除を受ける場合と、すでに控除を受けている場合では、手続き方法と必要書類が違います。

- 住宅借入金等特別税額控除を初めて受ける方  
↓確定申告が必要です。

(住民票、金融機関が発行する借入金の年末残高証明書、請負契約書の写しまたは売買契約書の写し、法務局発行の家屋の登記事項証明書)

※家屋とともに購入した敷地の控除を受ける場合は、敷地の登記事項証明書、契約書の写しが必要です。

- 控除が2年目以降の方

↓年末調整が済んでいない場合は確定申告が必要です。(年末残高証明書と税務署から送付される控除申告書)

### ◆控除額の計算方法

控除額は、次の①・②いずれか小さい方の額です。

- ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限9万7500円)

## 税控除

# 寄付金税額控除について

### ◆対象となる寄付金

- 平成22年1月1日から12月31日までにを行った寄付で次の①～③のいずれかに該当し、寄付金合計額が50000円を超えた部分の寄付金が控除の対象となります。ただし、総所得金額の30%が限度です。

- ①都道府県・市区町村への寄付金、②住所地の共同募金会や日本赤十字社への寄付金、③住所

地の都道府県・市区町村が条例指定した団体への寄付金。

なお、所得税は、20000円を超えた部分が控除の対象になります。(総所得金額の40%が限度です。)

◆町内の指定された団体  
幕別真幸協会、幕別町社会福祉協議会。

◆問い合わせ先 税務課住民税係  
(☎【幕】54-6604)

## e-Taxで確定申告を

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットで国税に関する確定申告などの手続きができます。

- ①最高5,000円の税額控除  
申告期限内に所得税の確定申告を行なうと、最高5,000円の税額控除が受けられます。(過去に確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません)

類の提出や提示を求められることがあります。

- ③還付金がスピーディー  
還付申告をすると、通常では約6週間かかるところ、約3週間で還付されます。

- ②添付書類の提出を省略  
医療費の領収書や源泉徴収票などの記載内容を入力して送信することで、提出や提示を省略できます。(確定申告期限から3年間、添付書

- ④24時間利用可能  
所得税の確定申告期間中は、24時間、利用可能です。



### ◆利用方法

利用には、開始届出書の提出、住基カード、ICカードリーダーライタなど事前準備と手続きが必要です。

- ◆問い合わせ先 帯広税務署 (☎0155-24-2161)

詳しくは

国税庁ホームページで [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

確定申告

検索